

調書（決定）

事件の表示 令和2年（行ツ）第293号  
令和2年（行ヒ）第345号

決定日 令和3年2月9日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 上告人兼申立人 株式会社X  
被上告人兼相手方 国  
同補助参加人 Z協議会

原判決の表示 東京高等裁判所令和2年（行コ）第41号（令和2年8月20日判決）

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

令和3年2月9日

最高裁判所第三小法廷

（別紙）

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。